

専 決 処 分 書

東大和市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

東大和市長 尾崎保夫

東大和市税条例の一部を改正する条例

東大和市税条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第33条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第46条の8第3項」を加える。

第33条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第46条の7第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第46条の8第2項中「ときに」を「時に」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第69条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

付則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条

第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第24項を削り、同条第25項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第26項を同条第24項とし、同条第27項を削る。

付則第10条の4第2項中「平成31年度分及び令和2年度分」を「令和3年度分及び令和4年度分」に改める。

付則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第4項」を「附則第19条の3第5項」に改める。

付則第11条の2の見出し中「平成31年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

付則第12条の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

付則第12条の2中「(平成30年法律第3号)附則第22条」を「(令和3年法律第7号)附則第14条」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

付則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

付則第13条の2第1項ただし書中「場合の」を「場合における」に改め、同条に次の1項を加える。

4 令和2年度分の固定資産税について東大和市税条例の一部を改正する条例(令和3年条例第16号)による改正前の東大和市税条例(以下「令和3年改正前の条例」という。)付則第13条の2第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例付則第13条の2第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

付則第13条の3第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

付則第14条中「同条第1項」を「付則第13条の2第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第4項」に改める。

付則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

付則第15条の3中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

付則第15条の3の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

付則第18条の8(見出しを含む。)中「付則第15条第19項」を「付則第15条第16項」に改める。

付則第18条の9（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改める。

付則第18条の10（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改める。

付則第18条の11（見出しを含む。）中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改める。

付則第19条の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

付則第20条及び第21条中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

付則第21条の2及び第22条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

付則第22条の2の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

付則第22条の4中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

付則第22条の5中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

付則第22条の8中「第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」を「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」に改める。

付則第22条の9中「（平成30年法律第3号）附則第22条」を「（令和3年法律第7号）附則第14条」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の東大和市税条例（以下「新条例」という。）第33条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行ったこの条例による改正前の東大和市税条例（次項において「旧条例」という。）第33条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第33条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第33条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第33条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第33条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第33条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法

附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

令和3年第1回臨時会
第 号議案資料

専決処分の承認について
(東大和市税条例の一部を改正する条例)

東大和市税条例の一部改正について

1 改正趣旨

令和3年度税制改正による地方税法等の改正に伴い、令和3年4月1日までに施行が必要な事項について改正を行った。

2 主な改正内容

＜土地に係る固定資産税、都市計画税の負担調整措置の延長＞

土地の価格の見直しにより税負担が大幅に増加することを緩和させるため、前年度の課税標準額を基礎として、段階的に課税標準額を上昇させる負担調整措置を、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税、都市計画税について適用する。

そのうえで、令和3年度に限り、負担調整措置により税額が増加する土地について、令和2年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。

3 概要説明

(1) 各条の改正概要

条文	改正概要
第33条の3の2（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）	給与所得者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止に伴う改正
第33条の3の3（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）	公的年金等受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止に伴う改正
第46条の7（特別徴収税額）	退職所得申告書の定義に係る規定の整備
第46条の8（退職所得申告書）	退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止に伴う規定の新設
第69条の4（環境性能割の税率）	軽自動車税の環境性能割の税率における準用規定の対象を追加するための改正
付則第10条の2（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）	地方税法の改正に伴う引用条項の整理等
付則第10条の4（平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）	地方税法の改正に伴う特例適用期間の延長
付則第11条（土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）	地方税法の改正に伴う引用条項の整理等

条文	改正概要
付則第 1 1 条の 2 (令和 4 年度又は令和 5 年度における土地の価格の特例)	土地の価格の下落修正措置の適用期間を令和 5 年度まで延長するための改正
付則第 1 2 条 (宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例)	宅地等に係る固定資産税の負担調整措置の適用期間を 3 年延長するとともに令和 3 年度に限り据置措置を講ずるための改正
付則第 1 2 条の 2	用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に係る固定資産税の特例に関する経過措置の適用期間を 3 年延長するための改正
付則第 1 3 条 (農地に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例)	農地に係る固定資産税の負担調整措置の適用期間を 3 年延長するとともに令和 3 年度に限り据置措置を講ずるための改正
付則第 1 3 条の 2 (市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以降の各年度分の固定資産税の特例)	第 1 項の規定による軽減により段階的に税額が上昇している市街化区域農地に係る固定資産税の税額を令和 2 年度の税額に据え置くための改正
付則第 1 3 条の 3	市街化区域農地に係る固定資産税の負担調整措置の適用期間を 3 年延長するとともに令和 3 年度に限り据置措置を講ずるための改正
付則第 1 4 条 (免税点の適用に関する特例)	固定資産税の免税点の適用に関して地方税法の改正に伴う規定の整備
付則第 1 5 条 (特別土地保有税の課税の特例)	特別土地保有税に係る課税の特例の適用期間を 3 年延長するための改正
付則第 1 5 条の 3 (軽自動車税の環境性能割の非課税)	軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期限を 9 か月延長するための改正
付則第 1 5 条の 3 の 2 (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)	軽自動車税の環境性能割の賦課徴収における準用規定の対象を追加するための改正
付則第 1 8 条の 8 (法附則第 1 5 条第 1 6 項の条例で定める割合)	地方税法の改正に伴う引用条項の整理
付則第 1 8 条の 9 (法附則第 1 5 条第 3 4 項の条例で定める割合)	地方税法の改正に伴う引用条項の整理

条文	改正概要
付則第18条の10 (法附則第15条第35項の 条例で定める割合)	地方税法の改正に伴う引用条項の整理
付則第18条の11 (法附則第15条第42項の 条例で定める割合)	地方税法の改正に伴う引用条項の整理
付則第19条 (宅地等に対して課する令和 3年度から令和5年度までの 各年度分の都市計画税の特 例)	宅地等に係る都市計画税の負担調整措置の適用期間を3 年延長するとともに令和3年度に限り据置措置を講ずる ための改正
付則第20条	商業地等に係る都市計画税の負担調整措置の適用期間を 令和5年度まで延長するための改正
付則第21条	宅地等に係る都市計画税の負担調整措置の適用期間を令 和5年度まで延長するための改正
付則第21条の2	商業地等に係る都市計画税の負担調整措置の適用期間を 3年延長するための改正
付則第22条	商業地等に係る都市計画税の負担調整措置の適用期間を 3年延長するための改正
付則第22条の2 (農地に対して課する令和3 年度から令和5年度までの各 年度分の都市計画税の特例)	農地に係る都市計画税の負担調整措置の適用期間を3年 延長するとともに令和3年度に限り据置措置を講ずるた めの改正
付則第22条の4	市街化区域農地に係る都市計画税の負担調整措置の適用 期間を3年延長するとともに令和3年度に限り据置措置 を講ずるための改正
付則第22条の5	市街化区域農地に係る都市計画税の負担調整措置の適用 期間を令和5年度まで延長するための改正
付則第22条の8	地方税法の改正に伴う引用条項の整理
付則第22条の9	用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に係る都市計画 税の特例に関する経過措置の適用期間を3年延長するた めの改正

(2) 改正附則の概要

条文	概要
附則第1条(施行期日)	条例の施行期日
附則第2条(市民税に関する 経過措置)	市民税の適用区分

条文	概要
附則第3条（固定資産税に関する経過措置）	固定資産税の適用区分
附則第4条（軽自動車税に関する経過措置）	軽自動車税の適用区分
附則第5条（都市計画税に関する経過措置）	都市計画税の適用区分